

街の賑わいづくりを支援します！

補助の概要

商店街等が実施する賑わいづくりのためのイベントや事業の経費の一部を助成します。

令和8年度
前期
4月16日
申込締切

補助対象者

商店街・市場の組合等



補助対象事業

商店街の賑わいづくり事業（賑わいづくりのイベント、商店街マップ作成など）
※同一年度内の申請は1団体1回のみ

補助対象経費

広告宣伝費、報償費（旅費含む）、会場関係費、委託費、事務費、工事費など
※販売目的の商品購入費、イベントの景品、飲食代、備品等の購入、商店街等及び協議会等の構成員に対する役務経費等は補助対象外



補助率・上限額

補助率：50%以内 補助限度額：50万円
※要望団体が多数の場合、補助額を調整させて頂く場合があります。

募集期間など

前期

- ◆募集期間：4月6日（月）～4月16日（木）
- ◆面接審査：4月28日（火）
- ◆5月2日（土）～9月30日（水）の間、
市内で実施されるイベントや事業

後期

- ◆募集期間：9月4日（木）～9月14日（月）
- ◆面接審査：9月29日（火）
- ◆10月3日（土）～2月14日（日）の間、
市内で実施されるイベントや事業



<問い合わせ先>

北九州市 産業経済局 サービス産業政策課 TEL 582-2050 FAX 591-2566

補助金交付手続きの流れ

商店街等

にぎわいづくりをしたい！！

事業計画書等の提出

募集期間

4月6日～4月16日(前期)

9月4日～9月14日(後期)

面接審査

4月28日(前期)

9月29日(後期)

採択通知

申請書提出

補助金交付決定

イベント実施

5月2日～9月30日(前期)

10月3日～2月14日(後期)

実績報告書の提出

※事業終了日から

20日以内

補助金額の確定・交付

面接審査前 に、事業計画書の提出が必要となりますので

早めのご相談 を、お願いいたします。